

●香川県告示第365号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成22年9月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第4号（あわび）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北・長崎鼻港地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻港北防波堤基部

” B 庵治町大島南東端

” C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ

” D 庵治町兜島西端

” E 屋島台頂北端（北嶺北端）

” F 庵治町御殿鼻

” G 女木島北端

” H 庵治町丸山大西鼻南西端

点 イ AからB見通し線とGからH見通し線との交差点

” ロ AからB見通し線上イからAへ50メートルのところ

” ハ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

” ニ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

” ホ EからF見通し線上最大高潮時海岸線からFへ50メートルのところ

” ヘ EからF見通し線上最大高潮時海岸線からFへ190メートルのところ

” ト CからD見通し線上Cから190メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

2 免許予定日 平成22年11月1日

3 免許の存続期間 平成22年11月1日から平成25年12月31日まで

4 免許申請期間 平成22年9月27日から同月28日17時まで